
第 2 章 ごみ処理の現状と課題

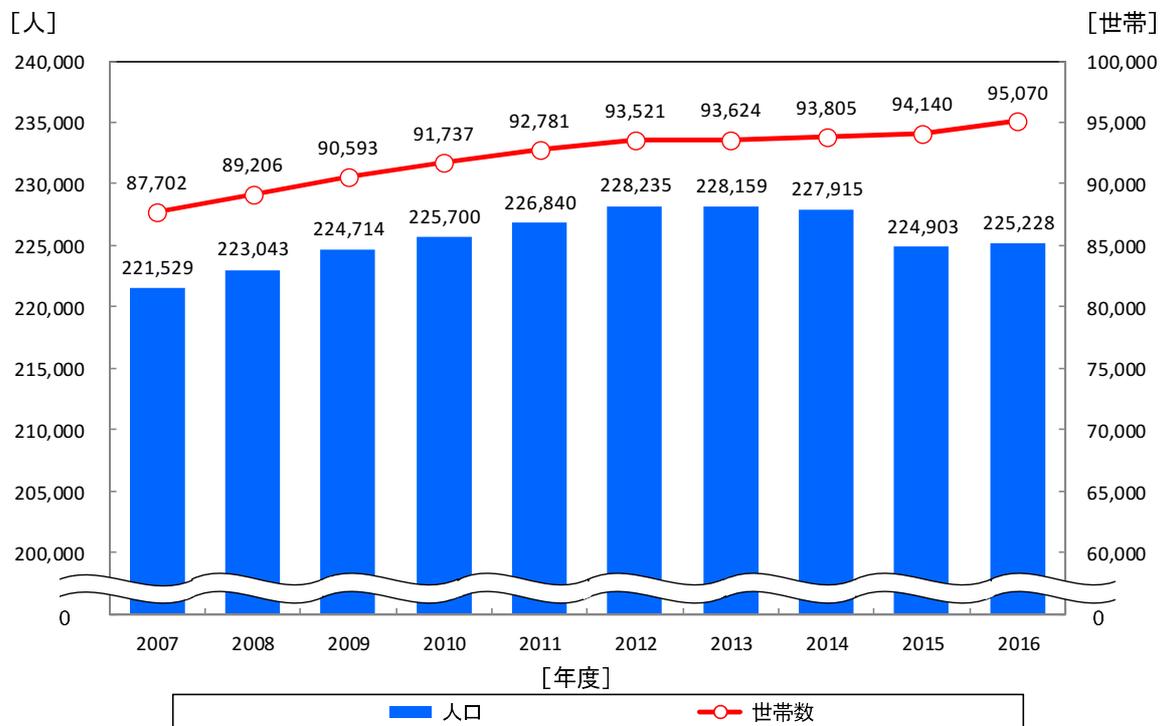
第1節 ごみ処理にかかわる環境の変化

1 人口の推移

市制を敷いた1954年に、4万人余であった本市の人口は、住宅都市として発展した1965年代には年平均6%の急増時代を経て、阪神淡路大震災で一時減少し、その後再び上昇、現在では22万人台に達し、微増傾向にある。なお、2015年度以降の減少は、国勢調査結果（5年に1回調査）による見直しの影響である。

一方、人口構造は表2-2に示すように少子高齢化が進んでおり、老年人口は約27%を超える状況にある。

平均世帯人数も表2-1に示すように低下の一途をたどっている。



出典：2016年度 宝塚市統計書（各年10月1日現在）

図2-1 人口及び世帯数の推移

表 2-1 人口及び世帯数の推移

区分	年度				
	2007	2008	2009	2010	2011
世帯数 [世帯]	87,702	89,206	90,593	91,737	92,781
人口 [人]	221,529	223,043	224,714	225,700	226,840
平均世帯人数 [人/世帯]	2.53	2.50	2.48	2.46	2.44

区分	年度				
	2012	2013	2014	2015	2016
世帯数 [世帯]	93,521	93,624	93,805	94,140	95,070
人口 [人]	228,235	228,159	227,915	224,903	225,228
平均世帯人数 [人/世帯]	2.44	2.44	2.43	2.39	2.37

出典：2016年度 宝塚市統計書（各年 10月1日現在）

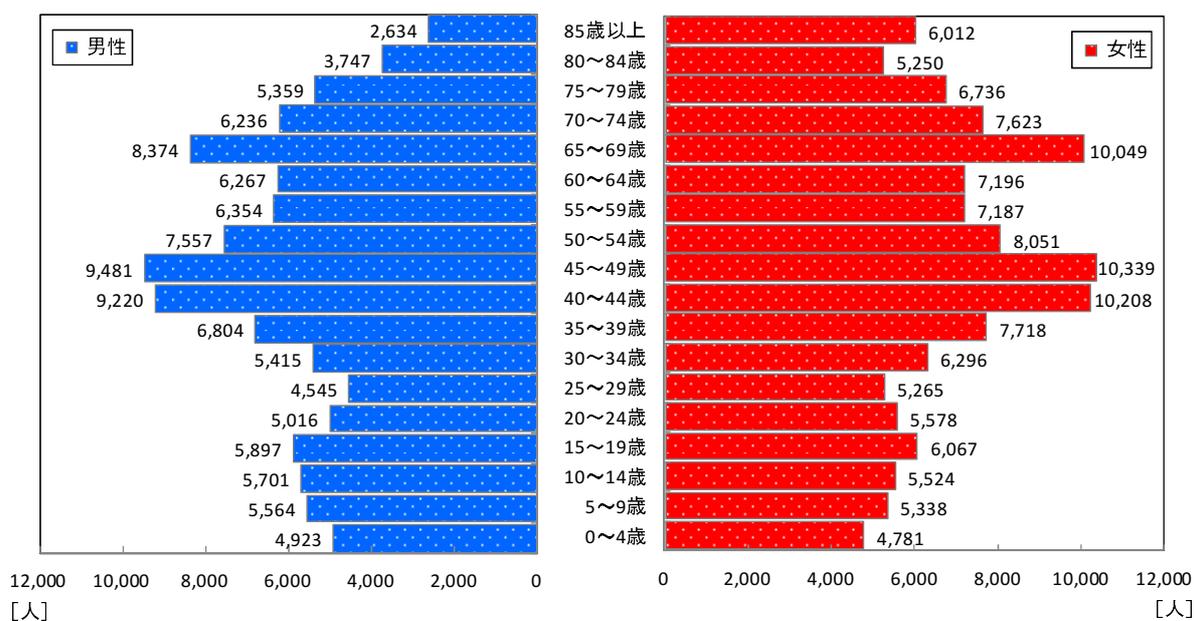
表 2-2 年齢別人口の推移

（単位：人）

年齢	1995	2000	2005	2010	2015
総数*1	202,544	213,037	219,862	225,700	224,903
年少人口(0~14歳)	32,339 (16%)	31,877 (15%)	32,069 (15%)	32,168 (14%)	29,691 (14%)
生産年齢人口(15~64歳)	144,747 (71%)	148,177 (70%)	144,472 (66%)	142,599 (63%)	130,976 (59%)
老年人口(65歳以上)	25,353 (13%)	32,553 (15%)	41,121 (19%)	50,453 (23%)	59,733 (27%)

*1 年齢不詳人数を含む

出典：市ホームページより（国勢調査集計結果）



※外国人人口を含む

出典：2016年度宝塚市統計書（2016年9月末現在）

図 2-2 人口ピラミッド

2 産業構造について

本市の産業中分類別事業数及び従業者数（大分類）を表2-3に示す。

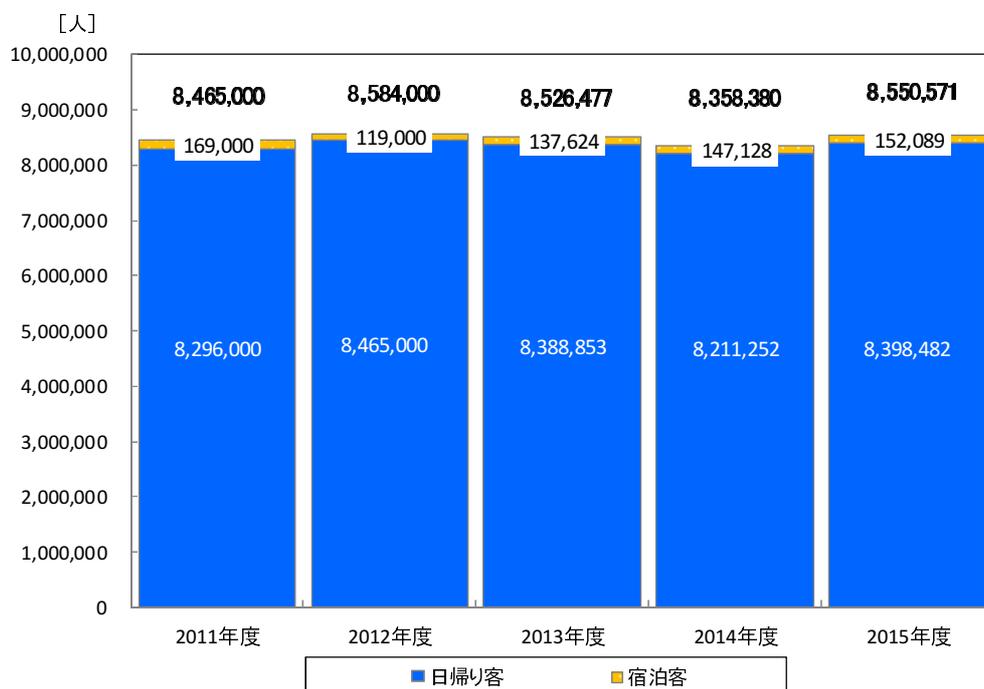
「卸売業、小売業」が23.4%で最も多く、次いで「医療、福祉」が13.0%、「宿泊業、飲食サービス業」が12.5%となっており、第3次産業が中心となっている。

表2-3 産業中分類別事業数及び従業者数（大分類）（2014年7月1日現在）

分類	項目	事業所数(事業所)	従業者数(人)
全	産 業	5,904 (100.0%)	58,923 (100.0%)
農	業、林業	23 (0.4%)	132 (0.2%)
漁	業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-
建	設 業	452 (7.7%)	2,867 (4.9%)
製	造 業	157 (2.7%)	3,501 (5.9%)
電気、ガス、熱供給、水道業		10 (0.2%)	179 (0.3%)
情 報 通 信 業		53 (0.9%)	245 (0.4%)
運 輸 業、郵 便 業		51 (0.9%)	2,015 (3.4%)
卸 売 業、小 売 業		1,382 (23.4%)	11,381 (19.3%)
金 融 業、保 険 業		75 (1.3%)	818 (1.4%)
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業		643 (10.9%)	2,105 (3.6%)
学術研究、専門技術サービス業		222 (3.8%)	1,237 (2.1%)
宿 泊 業、飲 食 サービス業		737 (12.5%)	6,871 (11.7%)
生活関連サービス業、娯楽業		571 (9.7%)	4,764 (8.1%)
教 育、学 習 支 援 業		364 (6.2%)	4,885 (8.3%)
医 療、福 祉		765 (13.0%)	12,951 (22.0%)
複 合 サービス事業		27 (0.5%)	226 (0.4%)
サービス業(他に分類されないもの)		344 (5.8%)	3,004 (5.1%)
公務(他に分類されるものを除く)		28 (0.5%)	1,742 (3.0%)

出典：2016年度宝塚市統計書（総務省統計局「2014年経済センサス-基礎調査報告」）

本市は、かつて年間の観光客数が1,000万人を超える観光都市であったが、温泉街の衰退、宝塚ファミリーランドの閉園などにより、観光客数は減少し、850万人前後で推移している。



出典：2016年度 宝塚市統計書

図 2-3 観光客数の推移

3 土地利用状況

本市の土地利用の状況を表 2-4 に示す。

本市では、都市としての安全性や利便性を高めるとともに、すべての人々が安心して快適に生活できる、ゆとりとうるおいのあるまちづくりのため、適正な規制や誘導によって、それぞれの地域の特性に応じた土地利用の実現に努めている。

近年の土地利用の変化を見ると、田畑や山林の宅地への転換が進んでいる。

表 2-4 土地利用状況

(単位: m²)

年次	総面積 (km ²)	田	畑	宅地	山林	牧場・原野	その他
2013年	101.80	3,711,864	605,274	14,423,941	35,173,776	338,450	47,546,680
2014年	101.80	3,689,336	601,459	14,522,251	35,174,507	338,408	47,474,022
2015年	101.80 (100.0%)	3,679,365 (3.6%)	595,162 (0.6%)	14,565,887 (14.3%)	35,051,656 (34.5%)	330,542 (0.3%)	47,577,371 (46.7%)

※ 各年1月1日現在。

※ 総面積は、国土院が境界未定としているため総務省統計局が推定した数値(各年の前年10月1日現在)

※ その他とは、道路、公共用地、池沼、公園、墓地等を示す。

出典：2016年度 宝塚市統計書

4 関係法令

(1) 関係法令の概要

2001年1月「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されている。

関連法の概要を表2-5に示す。

表2-5 関連法の概要

年月	関連法	概要
1994.8	環境基本法完全施行(環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
2000.4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるゴミの容積比で6割、重量比で2~3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
2001.1	循環型社会形成推進基本法施行(循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
2001.4	家電リサイクル法完全施行(家電品)	2001年4月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取および製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金および運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行(各種製品、パソコン等)	10業種・69品目(一般廃棄物および産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを求めており、紙製容器包装およびプラスチック製容器包装については2001年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行(自治体の調達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進および環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
2001.5	食品リサイクル法完全施行(食品残渣)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
2002.5	建設リサイクル法完全施行(建設廃棄物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
2005.1	自動車リサイクル法完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。
2013.4	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

(2) 国の方針、県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきたが、循環型社会形成推進基本法が施行され、廃棄物処理の考え方が大きく変わった。廃棄物処理の優先順位が明確となり、①廃棄物の発生抑制、②再使用、③再生利用、④資源化できないものは燃やして熱回収、⑤最後にどうしても処理しなければならないものは適正処理、という順序となり、ごみを作らない持続可能な循環型社会の構築を目指すこととなった。この基本法を受けて廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになった。

廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過を表2-6に示す。

表2-6 国の方針・県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
2001年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
2001年5月	ひょうご循環社会ビジョン（兵庫県）
2002年3月	「兵庫県廃棄物処理計画」策定（兵庫県）
2003年3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
2005年3月	「ひょうごエコタウン構想」策定（兵庫県）
2005年4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
2005年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
2007年3月	「兵庫県廃棄物処理計画」改定（兵庫県）
2008年3月	循環型社会形成推進基本計画改定（国）
2010年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
2013年3月	「兵庫県廃棄物処理計画」改定（兵庫県）
2013年5月	循環型社会形成推進基本計画改定（国）
2016年1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）

(3) 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例

「宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例」は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、1994年12月26日に施行した。

5 国、県の達成目標

(1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」2016年1月改正を定めている。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示している。

国の数値目標を表2-7及び図2-4に示す。

表2-7 国の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	2012年度に対し、2020年度において約12%削減
リサイクル率	2012年度の21%に対し、2020年度において約27%に増加
最終処分量	2012年度に対し、2020年度において約14%削減
家庭系ごみ一人一日あたりの排出量	2020年度において、500g/人日

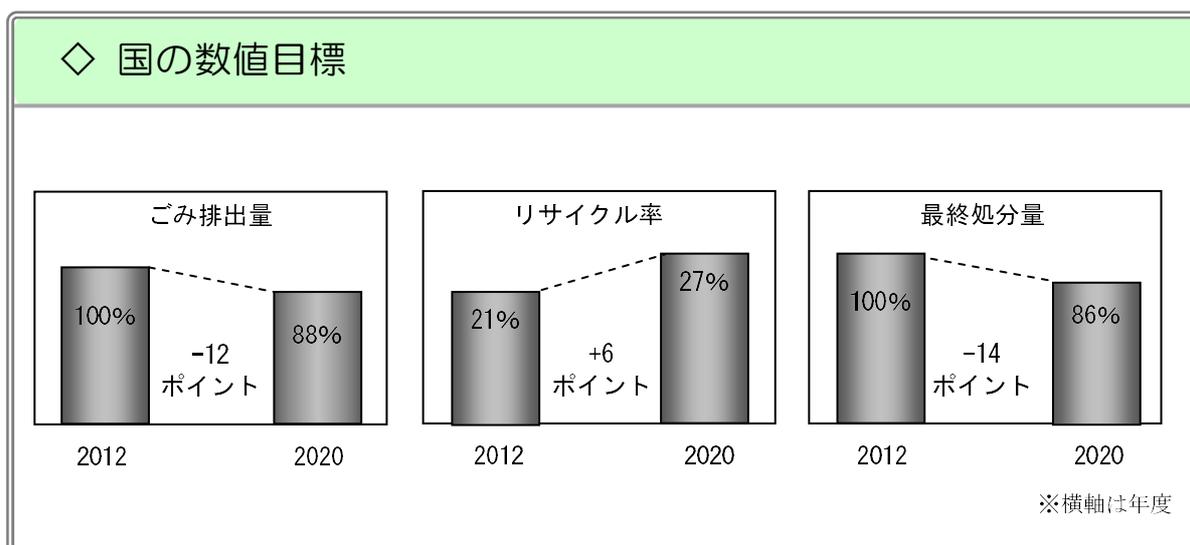


図2-4 国の数値目標

(2) 県の達成目標

兵庫県では、2013年3月に『兵庫県廃棄物処理計画』を改定している。この計画は、循環型社会づくりに関する県の基本的な計画で、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めている。

同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められている。

計画の基本方針を下記に、計画の数値目標を表2-8及び図2-5に示す。

◇ 計画の基本方針

1 循環型社会の実現

～廃棄物の一層の排出抑制と廃棄物の資源化・再利用による物質循環の確保～

「もったいない」精神の重要性を認識し、限りある資源の有効活用を図り、ライフスタイルを見直し、天然資源の消費抑制と環境への負荷の低減を目指した「循環型社会」の実現が必要である。

このため、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、廃棄物の特性に応じ、再使用、再生利用、熱回収とできる限り循環的な利用を行い、それでも廃棄物として排出されるものについては適正処理を確保する必要がある。

さらに、持続可能な循環型社会を実現するために、低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進が求められており、ごみ発電の導入等の取組を進めることが必要である。

今後、企業や県民一人ひとりが廃棄物の発生者責任を自覚し、連携しながら、それぞれの役割を果たし、一層の廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用による物質循環の確保を図るとともに、循環型社会と低炭素社会の統合的な取組を進め、持続可能な循環型社会の実現を目指す。

2 適正処理の確保

排出される廃棄物については、原則として、その処理責任を負う市町又は排出者が適正処理を推進する。しかし、個々の市町や事業者では処理が困難なものについては、処理に対する信頼性・継続性を確保する観点からも公共関与による広域的な施設整備を目指す。

不法投棄や野外焼却等の不適正処理は、周辺環境への負荷も大きく、そうした処理がなされるとその復旧に多大な時間と費用を要することから、その未然防止を徹底する。

特に、本県は人口及び産業の集積地の後背に、こうした不適正処理の発生場所となりやすい山間部を有していることから、行政のみならず、県民や事業者とも連携した効果的な不適正処理防止策を講じていく。

また、生活環境に著しい支障が生じる悪質な不適正処理事案に対しては、再発を防止する観点からも、厳格な対応を行う。

表 2-8 県の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	1人1日あたりごみ排出量を2015年度に887g、2020年度に835gとし、排出量は2015年度に2,032千t、2020年度に1,937千tとする。
再生利用率	再生利用率を2015年度に23%、2020年度に25%を目指す。
最終処分量	最終処分量を2015年度に252千t、2020年度に238千tとする。
ごみ発電能力	ごみ発電能力を2015年度に106,000kW、2020年度に127,000kWとする。

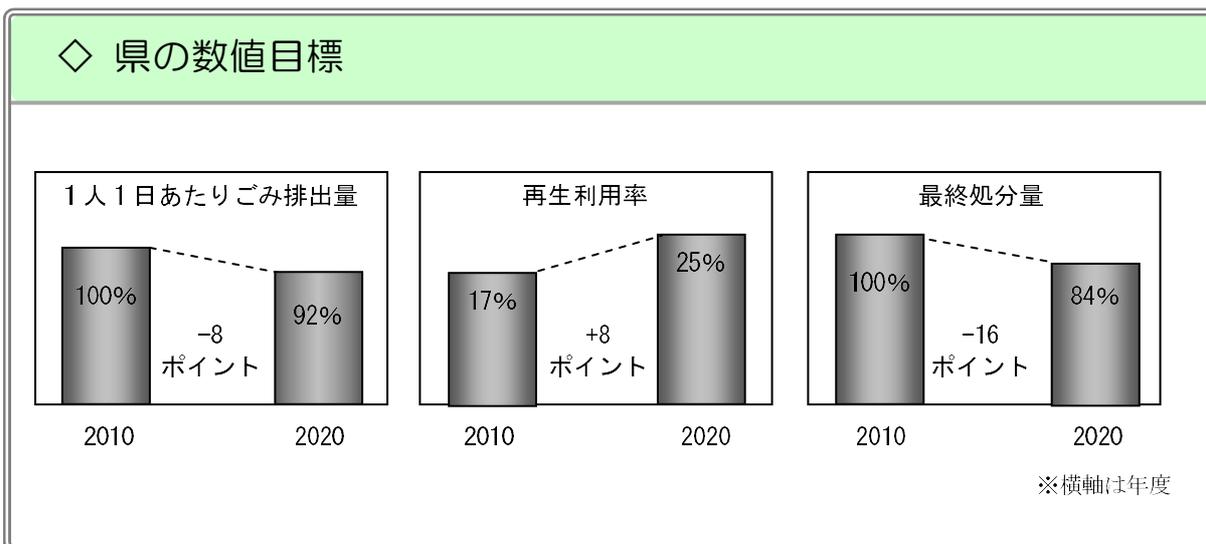


図 2-5 県の数値目標